

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 事後評価
ヒアリング調査実施要領

平成 26 年 10 月 21 日

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会評価部会

1. 目的

ヒアリング調査は、評価委員が各採択大学及び推進事務局（以下「各採択大学等」という。）の関係者との質疑応答を行うことにより、書面評価における不明点を明らかにし、評価に資することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会評価部会とする。

3. 実施対象

ヒアリング調査の実施対象は、各採択大学等の全てとする。

4. 実施方法

各採択大学等より、書面評価結果等に基づき事前に示す質問事項への回答を中心に、事業の取組状況等についての説明を受けるとともに、質疑応答を行う。

5. ヒアリングの進め方

(1) 時間の配分

・ 構想責任者による事業の取組状況等の説明	10分以内	} 計30分以内
・ 質疑応答	15分以内	
・ まとめ	5分程度	

(2) 説明者

- ・ 説明者は、事業の取組状況等について責任をもって説明できる者とする。
- ・ 出席者は、事業ごとに、原則として構想責任者及び実施担当者を含めて4名以内とする。

(3) 説明内容及び資料

- ・ 説明者は、書面評価結果等に基づく事前質問事項への回答を中心に、事業の取組状況等を説明する。
- ・ ヒアリング調査に係る資料等については、別途通知する。

6. ヒアリング調査に当たっての留意事項

- (1) ヒアリング調査における使用言語については、原則日本語の使用を求めることとする。ただし、出席者に日本語での対応ができないものを含めることは差し支えないこととする。その場合、質疑応答を円滑に行える環境確保（他の出席者が通訳するなど）に配慮すること。
- (2) 説明者からの説明が終了した後、質疑応答を行う。
- (3) 質疑応答では、効率性の観点から、書面評価結果、事前質問事項への回答及び説明された内容のうち、さらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、事後評価調書に記載されている内容をあらためて質問することはできる限り避けることとする。
- (4) 評価委員は、事後評価要項に基づき、各採択大学等ごとにヒアリング調査評価書に調査結果を記入する。その際、学生アンケート調査の結果も活用する。ヒアリング調査の結果については、事務局にて集計し、取りまとめた後、評価部会に報告する。
- (5) 評価部会は、書面評価の結果及び（4）により報告されたヒアリング調査の結果を踏まえ、合議により評価について決定する。

7. ヒアリング調査出席者への注意事項

- (1) 説明者は、進行状況により開始時間が早まることを想定して、指定されたヒアリング調査開始時間の30分前にヒアリング会場前に参集すること。
- (2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (3) ヒアリング調査内容の録音及び録画は、禁止する。